⑵　交通安全基本計画における目標

①　2020年代中に我が国周辺で発生する船舶事故隻数（本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。以下同じ。）を第９次計画期間の年平均（2,256隻）から約半減（約1,200隻以下）することを目指すこととし，我が国周辺で発生する船舶事故隻数を平成32年までに少なくとも2,000隻未満とする。

②　ふくそう海域における，情報の聴取義務化の施策等により低発生水準となった衝突・乗揚事故の発生率（通航隻数100万隻当たり76隻以下）を維持確保するとともに，航路閉塞や多数の死傷者が発生するなどの社会的影響が著しい大規模海難の発生を防止し，その発生数をゼロとする。

③　海難等における死者・行方不明者を減少させるためには，高い救助率を維持確保することが重要であることから，救助率95％以上とする。

２　海上交通の安全についての対策

近年，船舶事故隻数は減少傾向で推移しており，これまでの交通安全基本計画に基づき実施してきた対策は海上交通安全の確保に有効であったものと認められる。

しかしながら，海上では一たび事故が発生すれば多数の死傷者を生じるおそれがあることから，より一層安全な海上交通の実現を目指して取り組んでいくことが必要である。このため，従来の安全対策をより効果的なものとなるよう改善しつつ引き続き実施していくとともに，有効性が見込まれる新たな対策を推進することが必要である。

そこで第10次交通安全基本計画では，次のような視点を踏まえて，今後の対策を推進していくこととする。

⑴　ヒューマンエラーによる事故の防止
⑵　ふくそう海域における大規模海難の防止
⑶　旅客船の事故の防止
⑷　人命救助体制及び自己救命対策の強化

【重点施策及び新規施策】

○　ふくそう海域等の安全性の確保
○　ヒューマンエラーの防止
○　船舶の運航管理の充実等による安全の確保
○　船舶の安全基準の整備等による安全の確保
○　小型船舶（プレジャーボート，漁船等）の安全対策
○　ライフジャケット着用率の向上
○　海難情報の早期入手体制の強化
○　迅速的確な救助勢力の体制充実・強化
○　海上交通の安全対策に係る調査研究等の充実

第７　航空交通の安全

１　航空交通事故のない社会を目指して

我が国の民間航空機の事故の発生件数は，長期的には減少傾向にあり，我が国の特定本邦航空運送事業者（客席数が百又は最大離陸重量が５万キログラムを超える航空機を使用して行う航空運送事業を経営する本邦航空運送事業者）における乗客死亡事故は，昭和60年の御巣鷹山墜落事故以降は発生していないが，航空運送事業の中心となる大型機の事故は，乱気流に起因する機体の動揺に伴うものを中心に，年間数件程度ではあるものの依然として発生しており，下げ止まりの傾向も見られる。また，ヒューマンエラー，機材不具合等による重大インシデントや安全上のトラブル，着陸失敗事故なども発生しており，航空交通事故を減らすため，また事故につながりかねない安全上のトラブルの未然防止を図るため，航空交通安全についての対策を着実に実施し，究極的には航空事故のない社会を目指す。

○　交通安全基本計画における目標

①　本邦航空運送事業者が運航する定期便について，死亡事故発生率及び全損事故発生率をゼロにする。

②　航空事故発生率及び重大インシデント発生率に関する14の指標で，直近５年間の実績の平均値について，年率７％の削減を図る。

２　航空交通の安全についての対策

我が国においては，航空安全プログラム（ＳＳＰ）を段階的に導入し，国が航空全体の安全目標指標及び達成に向けた管理計画を定め，各業務提供者と個々の安全目標指標等について合意した上で，その安全管理システム（ＳＭＳ）を継続的に監視，監督，監査を行う等により，安全の向上を図る取組を推進してきたが，これを航空安全対策の中核と位置づけ，対策を進めることとする。

また，航空需要の増大への対応と，航空交通システムの安全維持・向上を一体として進めることが重要である。

【重点施策及び新規施策】

○　航空安全プログラムの更なる推進
○　小型航空機等に係る安全対策の推進
○　航空機の検査の的確な実施
○　増大する航空需要への対応及びサービスの充実
○　無人航空機の安全対策

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の一部変更について

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第８条第７項において準用する同条第４項の規定に基づき、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成18年９月８日閣議決定）の一部を次のように変更する。

前文中第四段落を次のように改め、第五段落を削る。

本方針に基づく施策の推進に当たっては、平成19年11月30日の地域活性化統合本部会合において了承された「地方再生戦略」の「第１　地方再生の基本的考え方」における「地方再生五原則」に加え、平成26年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「まち・ひと・しごとの創生に向けた政策５原則」を踏まえ、施策に取り組むものとする。その際、ブロック別担当参事官が、中心市街地活性化のみならず、都市再生、国家戦略特区、総合特区、構造改革特区、地域再生、環境モデル都市・環境未来都市に関する相談に一元的に対応するものとし、この体制の下でこれらの取組を一体的に実施するとともに、各府省庁における地方創生及び国土強靱化の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進するものとする。

第２章４．⑴中「内閣官房地域活性化統合事務局」を「内閣府地方創生推進事務局」に改める。

第２章４．⑵中「地域の実情に応じて」を「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）の目標、基本的方向等を踏まえ、当該市町村の実情に応じて」に、「地域の実情に即した」を「地方版総合戦略の策定に際して設定した地域課題に対する適切な短期・中期の政策目標を踏まえ、当該市町村の実情に即した」に改める。

第２章６．⑴①中「不断に」を「地域経済分析システム（以下「RESAS」という。）の活用等を通じ、地域経済や少子化の状況等を踏まえた地域ごとに異なるアプローチの下、不断の」に、「ＰＤＣＡサイクル」を「PDCAサイクル」に改める。

第３章１．①中「形成されていることなどを」の下に「RESASによる」を加える。

第３章１．②中「データ等」を「RESASによるデータ等」に、「衰退又は衰退のおそれ」を「衰退し、又は衰退するおそれ」に改める。

第３章１．③中「総合計画」の下に「、地方版総合戦略」を加える。